

梣桜会会則

第1章 総則

第1条 本会は、梣桜会（以下「本会」という）と称する。

第2条 本会は、会員相互の親睦交流と社会活動の向上を図り、あわせて学校法人桜蔭学園の発展に寄与し、社会に貢献することを目的とする。

第3条 本会は、本部を「東京都文京区本郷1-11-1 桜蔭学園別館」に置く。本会は、支部を設けることができる。

第2章 会員

第4条 本会は、つぎの会員をもって組織する。

- 1 本会の会員は、旧桜蔭高等女学校、旧桜蔭高等女学校専攻科、桜蔭高等学校卒業者とする。
- 2 本会の会友は、旧桜蔭高等女学校中途退学者で3年以上在籍した者、桜蔭中学校卒業で桜蔭高等学校を卒業しない者及び桜蔭高等学校に新規入学しかつ中途退学した者で、いずれも常任委員会の承認を得た者とする。会友の年齢は、入会時に桜蔭高等学校卒業者と同年齢以上とする。ただし、特別会員は、会費の納入義務及び総会の議決権を有しない。
- 3 本会の会友は、会員に準ずる。
- 4 1から3に該当しない学校法人桜蔭学園の旧職員を希望により特別会員とする。ただし、特別会員は、会費の納入義務及び総会の議決権を有しない。

第5条 会員が、本会および学校法人桜蔭学園の名誉を著しく毀損したと認められるときは、常任委員会の決議により除名することができる。

第6条 本会に、名誉会長ならびに顧問をおくことができる。

- 1 名誉会長は、学校法人桜蔭学園校長を推戴する。
- 2 顧問は、会長経験者とし、本会の運営等に関し会長の諮問に応ずる。

第7条 名誉会長及び顧問は、臨時総会及び委員会に出席して意見を述べるることができる。

第8条 本会に学年連絡員を置く。学年連絡員は、学年より若干名選出し、各学年の会員の連絡を行う。

第3章 役員

第9条 本会に、次の役員を置く。会長・副会長・常任委員は、常任委員会を組織する。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 常任委員 15名前後
- 4 監事 2名

第10条 本会の役員は、次の方法により決定する。

- 1 会長及び副会長は、常任委員会の現会長が会員の中から選出し、常任委員会の承認を得る。
- 2 常任委員は、会員の中より会長が委嘱する。
- 3 監事は、会員の中より会長が委嘱する。ただし、他の役員を兼職しない。

第11条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合はこれに代わる。
- 3 常任委員は、会長・副会長を助けて本会事業の審議運営にあたり、会務を分掌する。

4 監事は、本会の会計その他の会務を監査する。

第12条 役員の任期は、以下に定める通りとする。

- 1 役員の任期はいずれも3年とする。補選による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 本条第1項にかかわらず役員の再任は妨げないが、同一役職においては、連続2期を限度とする。
なお、同一役職を2期務めた後であっても、後任が選任できない場合は、後任の選任までは引き続きその職にあたる。
- 3 役員は、執行部からの委嘱があり、常任委員会の決議を得た場合は、本条第2項の定めにかかわらず、2期を超えてその職に就くことができる。
- 4 役員は、やむを得ない事情があるときは、任期途中でであっても、辞任することができる。

第13条 会長・副会長により、執行部を組織し、会を運営する。

第14条 会長は、必要に応じて各種委員会を設置することができる。

第4章 会 議

第15条 総会は、本会の最高議決機関であり、1年に1回定期総会を、必要に応じ臨時総会を、いずれも会長が招集して開催する。

- 1 総会においては、会務報告及び予算、事業計画について審議する。
- 2 総会の議長は、会長がその任にあたる。
- 3 総会の議事及び重要事項は、出席会員の過半数の同意をもってこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。
- 4 総会の開催が困難な場合は、常任委員会の議決をもって書面による総会に代えることができる。
- 5 緊急を要する場合、常任委員会をもって総会に代えることができる。ただし、次期の総会において当該決議の承認を得なければならない。
- 6 議長は議決に加わることはできない。
- 7 総会の運営に関する規則は別に定める。

第16条 常任委員会は、会長が招集し、開催する。

- 1 常任委員会の議長は、会長がその任にあたる。
- 2 常任委員会の定足数は、常任委員の過半数とする。
- 3 常任委員会の議事は、出席常任委員の過半数の同意をもって決する。
- 4 議長は、議決に加わることはできない。
- 5 監事は、常任委員会に出席することができるが、議決に加わることはできない。

第5章 会 計

第17条 本会の費用は、入会金、会員の会費、寄付金及び事業等の収入をもってこれに当てる。

第18条 会費は、入会金と年会費とし、会員は、入会時に入会金を納入し、また年会費を毎年納入するものとする。

- 1 本会の入会金は10,000円、年会費は年2,000円とする。
- 2 年会費は満80歳をもって完納とする。
- 3 会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。
- 4 高等学校卒業の際、入会金及び向こう10年間の会費を前納する。
- 5 入会金及び年会費の金額の変更は、総会の審議を経て行うものとする。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第20条 本会の会計決算は、定期総会において年度決算報告を提出する。

第6章 事業

第21条 本会は、第2条の目的を達するため次の事業を行う。

- 1 会員名簿の管理及び会報の発行、ホームページ等による情報発信
- 2 会員との日常の連絡、交流、福利厚生、研修等の諸事業
- 3 在学生の学内・学外における諸活動や行事の応援、ならびに本会及び学校法人桜蔭学園の発展を促すための諸事業
- 4 その他、本会の目的を達するために必要な事業

第22条 本会が事業（短期的・長期的）を行う場合に、必要があれば常任委員会の議決を経て、その目的に応じてプロジェクトを設置することができる。

第23条 本会に事務局を設ける。

第7章 事務局

第24条 事務局は、本会の事業の実施、資産の管理、運営に関する業務を処理する。

第25条 事務局の内規は、常任委員会で定める。

第8章 支部

第26条 会員は、5名を最小の単位として支部を設置することができる。

第27条 新たに支部を設置しようとする場合は常任委員会の議決を経るものとする。

第28条 支部の閉鎖は、以下の事由のいずれかが生じた際に、常任委員会の決議により行う。

- 1 支部会員が5人以下になったとき。
- 2 支部会長からの申出があったとき。
- 3 支部会長が逝去その他の事由により不在になり、その後任がないとき。
- 4 その他、常任委員会において、閉鎖すべき事情が生じたと判断したとき。

第9章 その他

第29条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容等を会員に積極的に公開するよう努める。

第30条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「晃桜会個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第10章 附則

第31条 この会則は、常任委員会の議を経て総会に付議し、出席会員の過半数の同意により改正することができる。

第32条 この会則は、令和4年5月15日より施行する。

第33条 この会則の施行に関する必要な細則は、常任委員会の議を経て会長がこれを定める。

細 則

(会計)

第1条 予算の執行は、会長が行う。

第2条 本会の財産は、会長がこれを管理し、毎年定時総会前の常任委員会において報告し、その承認を得

る。

(プロジェクトチーム)

第3条 プロジェクトの内容及び責任者は、常任委員会が決定し、会長がこれを委嘱する。各プロジェクトは、その目的を終了した時点で解散する。各プロジェクト責任者は、必要に応じて常任委員会に出席する。

(支部)

第4条 支部の組織、会則、会計等は、支部ごとに定める。

第5条 支部を設置した場合、支部は、支部の会則及び名簿を速やかに本会事務局に提出する。

第6条 本会は、各支部に対し、各年度1月31日に在籍し会費を納入している会員数に応じて、3月31日までに支部活動補助金を交付する。ただし、同一会員については重複して交付しない。

同一会員が複数の支部に所属している場合は、補助金交付の支部を特定し、本会事務局に届けなければならない。

第7条 各支部は、1年に1回、3月31日までに本会事務局に活動を報告する。

(会員の情報)

第8条 会員は、住所及び氏名ならびにその他の異動が生じたときは、その都度本会事務局に遅滞なく通知するものとする。

昭和	4年	3月28日	制定
昭和	31年	4月29日	改定
昭和	53年	7月2日	一部改定
昭和	57年	4月29日	一部改定
平成	2年	4月29日	一部改定
平成	16年	4月29日	一部改定
平成	23年	4月29日	一部改定
平成	26年	4月29日	一部改定
令和	4年	5月15日	一部改定
令和	6年	4月28日	一部改定